

第9期能勢町高齢者保健福祉計画・能勢町介護保険事業計画(案)に対するパブリックコメント結果

■概要

期 間	令和6年1月22日（月曜日）から2月20日（火曜日）まで
対象者	以下の要件のいずれかに該当する個人・法人等を対象とします。 ・ 町内に住所を有する者 ・ 町内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人その他の団体 ・ 町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・ 町内の学校等に通学する者 ・ 前各号に掲げる者のほか、本手続きに係る事案に利害関係を有する者
意見提出数	1 件 （1 人）

■提出されたご意見及び回答

番号	頁	見出し等	ご意見	町の考え方・対応	修正の有・無
1	—	—	『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』の附帯決議に以下の文章がある。 『今後、高齢者の増加に加え現役世代の減少が加速することにより、介護人材の一層の不足が見込まれること等を踏まえ、介護人材の処遇の改善や業務負担の軽減を図るなど介護人材の確保のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。』 能勢町は都会と違って家と家の距離が長い。介護者の移動の負担を軽減する措置がほしい。	計画案（P.96）「（4）人材の確保及び業務効率化・質の向上」に記載のとおり、介護人材の確保に係る取組については、介護サービス事業所と連携しつつ、働きやすい環境づくりの支援や、介護分野の魅力発信など啓発に努めていきます。 介護者の移動の負担軽減に関するご意見につきましては、今般、国において中山間地域等における移動距離等を踏まえた報酬の見直しを示していることから、介護報酬改定後の状況を見極めつつ、必要に応じて事業所の負担軽減につながる支援に努めます。	無